被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
県中方部の出先機関の管理職員(40代、男性)	減給3月	R6.5.8	令和5年11月12日(日)、私有自動車で磐越自動車道上り線を走
			行していた午後6時15分頃、制限速度時速80㎞の現場を時速131
			kmで走行し、速度違反自動取締装置に記録され、指定速度を時速51km
			超過していたとして検挙されたものである。
県中方部の出先機関の一般職員(50代、男性)	停職 6 月	R6.5.8	令和5年8月31日(木)午後6時11分頃、本宮市内のスーパー
			マーケットにおいて、ひそかに、女性客に対し、その後方から近づき、
			靴に装着した小型カメラを当該女性客のスカート内に差し入れ、スカー
			トの中を撮影しようとしたが、撮影に至らなかったものである。
本庁機関の一般職員(40代、男性)	免職	R6.7.9	令和6年2月24日(土)午後11時40分頃から同月25日(日)
			午前0時20分頃までの間、県外のホテルにおいて、成人女性に対し、
			同所に設置されたベッドにいきなり押し倒し、その着衣を脱がす等の暴
			行を加えたことにより、同意しない意思を全うすることが困難な状態に
			させ、性交等をしたものである。
県中方部の出先機関の一般職員(20代、男性)	停職 6 月	R6.7.9	令和5年4月7日(金)及び同月10日(月)、自らが会計を担当す
			る所属職員の親睦団体の会計から、計199,758円を着服し、自身
			の自動車の修理費やローンの返済に充当したものである。
			さらに、令和4年4月から令和6年3月にかけて、会計を担当する職
			員公舎の共益費の会計から、計37,804円を着服し、自身の生活費
			や自動車ローンの返済などに充当したものである。